

報告事項 特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について

1 改正の趣旨

教育・保育施設等において重大事故が発生した場合に原因等の分析及び再発防止策を検討するため、児童福祉専門分科会に部会を設けるための所要の改正を行う。

2 設置の経緯

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設等の事業者は事故の発生又は再発防止のための措置等を講ずることとされていることを踏まえ、国において、行政による再発防止に関する取組みの在り方等が検討された。

この検討を踏まえ、重大事故についての分析と必要な再発防止策を検討するための検証組織を自治体に設けることとする通知が発出された。

3 部会の概要

名称：特定教育・保育施設等重大事故検証部会

所掌事務：保育所や認可外保育施設等における死亡等の重大事故についての分析と必要な再発防止策の検討

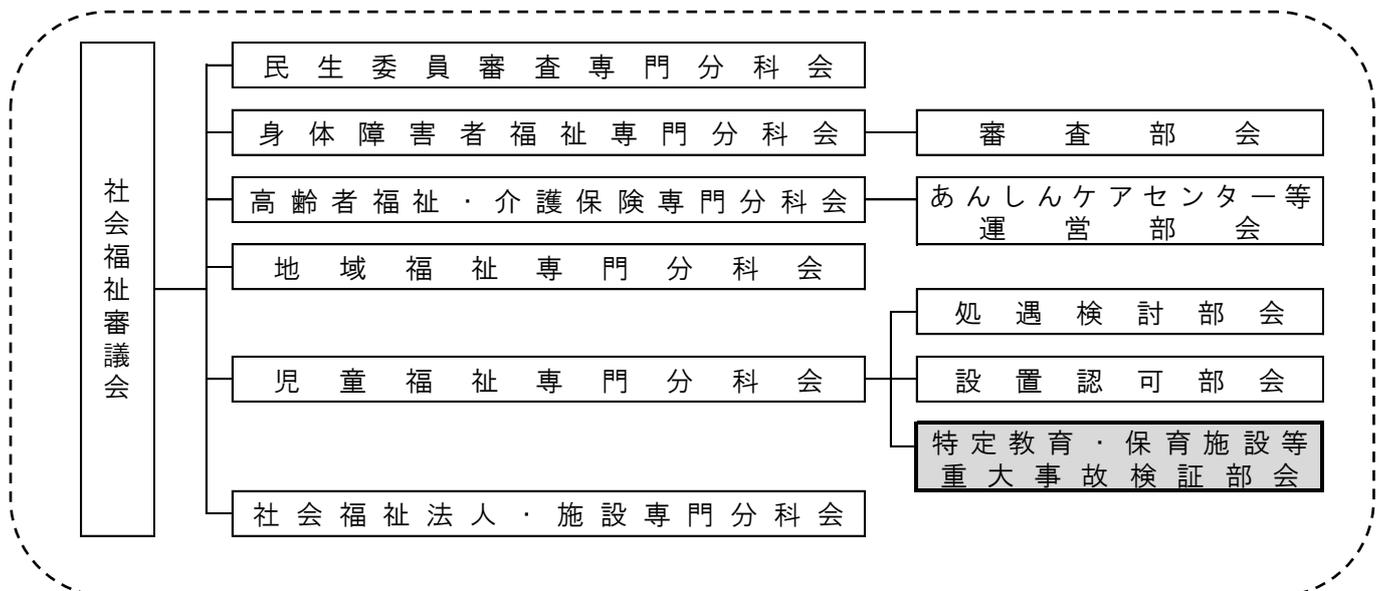
委員構成：社会福祉審議会委員から指名

※ 学識経験者、医師、弁護士、保育園及び幼稚園関係者を選任予定

※ 必要に応じて、検証事案に対し専門的知見を有する委員を加える

対象施設：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

参考：社会福祉審議会 組織図



4 施行日

公布の日

5 新旧対照表

千葉県社会福祉審議会条例の一部改正について

改正前	改正後
<p>○千葉県社会福祉審議会条例 平成12年3月21日 条例第10号</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（部会） 第9条 1～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>5 前3項</u> に規定する部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。</p> <p><u>6</u> 第5条から第7条までの規定は、第1項から第4項までに規定する部会（以下「部会」という。）について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会務を総理し、審議会を代表する」とあるのは「部会の事務を掌理する」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、同条第3項及び第5項並びに第7条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</p> <p><u>7・8</u>（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>○千葉県社会福祉審議会条例 平成12年3月21日 条例第10号</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（部会） 第9条 1～4（略）</p> <p><u>5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第5号、第6号及び第9号から第12号までに掲げるものに限る。）並びに児童福祉法第6条の3第9項から第12項まで及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）における死亡事故その他の重大事故についての分析及び必要な再発防止策を検討するため、児童福祉専門分科会に特定教育・保育施設等重大事故検証部会を置く。</u></p> <p><u>6 第2項から前項までに</u>規定する部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。</p> <p><u>7</u> 第5条から第7条までの規定は、第1項から第5項までに規定する部会（以下「部会」という。）について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会務を総理し、審議会を代表する」とあるのは「部会の事務を掌理する」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、同条第3項及び第5項並びに第7条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</p> <p><u>8・9</u>（略）</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。